

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美		3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人		11 渡辺 健一	12 島田 宗央
	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	
21 北谷 昭一		23 松田 和浩	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 三澤 実	10 中原 修	13 長屋 教幸	
20 千葉 実	22 秋葉 宏之	24 佐藤 茂	
6. 事務局			
事務局長	宮本 則幸	主任	野村 亮太
主任	國分 昌宏		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第12回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、23番 松田委員及び1番 児嶋委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年11月25日に開催されました、令和4年第11回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>11月29日(火)から12月2日(金)まで東京都において、令和4年度全国農業委員会会長代表者集会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>12月9日(金) コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、佐藤弘朗委員が出席しております。</p> <p>12月15日(木) 議会議場において令和4年第4回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>12月21日(水) コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに和田委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>本日令和4年第12回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>

議 長

日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の2ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるところでございます。本総会において20件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧下さい。番号1番、利用権の設定をした者、北兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は福島●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は25,066㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年1月31日から令和6年1月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は16,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者、北兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計8筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は14,716㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和1年10月24日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利

事務局

用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計12筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は53,257㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者、美幌町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は18,060㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年3月9日から令和10年3月28日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は5,598㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和7年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は5,762㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の4ページをご覧ください。番号8番、利用権の設定をした者、網走市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三

事務局

区●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は18,702㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和8年2月23日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をした者、中湧別北町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は11,506㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をした者、北兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は16,875㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和7年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をした者、旭、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は6,017㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和7年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は23,637㎡、利用権設定等の種類は賃借

事務局

権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月28日から令和7年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は9,341㎡、利用権設定等の種類は賃貸借、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から令和7年2月23日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,185㎡、利用権設定等の種類は賃貸借、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年2月28日から令和4年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号15番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は7,910㎡、利用権設定等の種類は賃貸借、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年3月29日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をした者、中湧別中町、●●●●さんの、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村二区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は3,085㎡、利用権設定等の種類は賃貸借、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けてい

事務局

ましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

番号17番、利用権の設定をした者、中湧別北町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村二区●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は6,541㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして議案書の5ページをご覧ください。番号18番、利用権の設定をした者、東京都、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村二区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は10,926㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月26日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号19番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は5,207㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年11月30日から令和4年12月31日までの2年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月21日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

番号20番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は5,181㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年11月30日から令和4年12月31日までの2年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年12月21日に合意解約に達したものでございます。

事務局	<p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページの●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第1号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において1件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の7ページをご覧ください。番号1番。譲渡人が信部内、●●●●さんで、譲受人が信部内、●●●●さんです。申請地の所在ですが、信部内●●番●で面積は17,915㎡です。転用目的は、ロボット搾乳牛舎、育成牛舎及びスラリーストア建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は400,400千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書9ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委</p>

事務局

員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、賃借権が16件、使用賃借権1件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は5,931㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年12月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年2月28日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,304,000円でございます。
(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●で面積は5,133㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年12月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年2月28日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,129,000円でございます。
(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●の内外計12筆で合計面積は56,657㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は214,000円でございます。
(別冊資料4～6ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内で面積は16,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律

事務局

関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は48,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計12筆で合計面積は53,257㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は213,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、美幌町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計4筆で合計面積は18,060㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は72,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は5,598㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は22,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は5,762㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和

事務局

14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は23,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。番号7番、利用権の設定をする者は、網走市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は18,702㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は74,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、中湧別北町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は11,506㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は46,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は、旭、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●で面積は6,017㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は24,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は23,637㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は

事務局

94,000円でございます。
(別冊資料15ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計5筆
で合計面積は21,490㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、
成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日
から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は
85,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計
2筆で合計面積は4,185㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権
で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑で
ございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28
日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価
格は12,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計2筆
で合計面積は7,910㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、
成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日
から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は
26,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は、中湧別中町、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●で面積は
3,085㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律
関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日
から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は
9,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

事務局

番号15番、利用権の設定をする者は、中湧別北町、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●外計4筆
で合計面積は6,541㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、
成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日か
ら令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は
19,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は、東京都、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●
で面積は10,926㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、
成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でござい
ます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日か
ら令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は43,000円
でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。使用貸借です。番号
1番、利用権の設定をする者は、北兵村二区、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計77筆
で合計面積は579,773㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権
で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑
でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年12月28日
から令和23年3月31日までの20年間となっております、賃貸価格は無償
でございます。

(別冊資料22～27ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ペ
ージ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条
の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。
暫時休憩します。

(●●委員退席)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p>
委員一同	<p>休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和4年第12回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>閉 会 14時00分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員